

佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱

平成31年4月24日

告示第135号

(趣旨)

第1条 この告示は、佐渡市耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐため、ブロック塀等の撤去等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内における組積造又は補強コンクリートブロック造による塀及び門柱をいう。
- (2) 通学路等 市内小中学校において通学の用に供する経路、住宅若しくは事業所等から佐渡市地域防災計画による避難場所等へ至る経路又はこれらに準ずる経路として市長が認めたものをいう。
- (3) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいい、「ブロック塀等の点検のチェックポイント（平成30年6月21日付け国住指第1130号）」に基づく点検を含むものをいう。
- (4) 撤去等 ブロック塀等の基礎を除き、塀の全部を撤去すること、ブロック塀等が接する通学路等からの高さを1メートル未満にすること（以下、「一部撤去」という。）又はブロック塀等の全部を撤去した後に建築基準法（昭和25年法律第201号）等法令で規定された構造に適合する塀等を築造すること（以下「撤去後築造」という。）をいう。
- (5) 補助事業 補助金の交付の対象となるブロック塀等の撤去等及びそれに関する事務をいう。

(補助事業の要件)

第3条 補助事業の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）

は、通学路等に接して設けられ、通学路等からの高さが1メートル以上のブロック塀等において、耐震診断の結果、倒壊等の危険性があると判断されたものに対する撤去等とする。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 他の補助事業を受けて、撤去等が行われるもの。
- (2) 販売を目的とし、整地や解体工事をする際に撤去等が行われるもの。
- (3) 同一敷地内において、既に当該補助金が交付されているもの。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、当該ブロック塀等を所有又は管理していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しないこと。
- (4) 別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していないものでないこと。

（補助事業の募集）

第4条 市長は、期間を定めて補助事業の募集をする。

2 市長は、補助事業の募集に当たっては、募集要領等を定めて公表する。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費とし、あらかじめ第1号の規定により算出した額から第2号の額を差し引いた額とする。ただし、基礎の撤去、改修、新設の工事に要する経費は補助対象外とする。

- (1) 補助対象工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額とし、10万円を超えない額
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定す

る所得税額の特別控除の額

- 2 前項に規定する額は、消費税相当額を除く額とする。
- 3 第1項に掲げる補助金の額は、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その額が1,000円未満であるときはその全額を交付しないものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請を行う場合においては、撤去等を行う前に、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 申請者の他に、ブロック塀等を所有する者又は共有する者がある場合、その所有者の同意書を添付しなければならない。
 - (2) そのブロック塀等に危険性があることが確認できるよう、ブロック塀等点検表及び外観写真を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

- 2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。
- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して危険ブロック塀撤去等事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(補助事業者の責務)

第8条 補助事業者は、法令及びこの告示(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令

等に基づく市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 交付の決定を受ける前に補助事業に着手してはならない。
- 3 補助事業は、原則として交付の決定を受けた年度内に完了させなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 4 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（ただし、撤去後築造において10年間）保存しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、危険ブロック塀撤去等事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更内容に関する書類
- (2) 危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、危険ブロック塀撤去等事業改修費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 第7条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、危険ブロック塀撤去等事業補助金実績報告書(様式第7号)に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

3 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、市長の指示に従うこと。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、この報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された危険ブロック塀撤去等事業補助金交付請求書(様式第9号)により補助金を支払うものとする。

(中止又は廃止の承認)

第14条 市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者から危険ブロック塀撤去等事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、補助事業者に通知する。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第11

条から前条までの規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第8条に規定する責務に違反したとき。
- (3) その他法令等に違反したとき。
- (4) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者に通知する。

3 第1項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第12条の規定により額の確定をした場合(第14条第2項において準用する場合を含む。)において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、危険ブロック塀撤去等事業補助金返還命令書(様式第12号)により行う。

(財産処分に係る補助金返還)

第17条 取得財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第2のとおりとする。

(加算金)

第18条 市長は、前条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けた補助事業者に対して、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて徴収するものとする。

2 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が、返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、危険ブロック塀撤去等事業補助金返還に係る加算金(免除・減額)申請書(様式第13号)により行うものとする。

(延滞金)

第19条 市長は、補助事業者が返還すべき補助金を第16条第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて徴収するものとする。

2 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、危険ブロック塀撤去等事業

補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第13号）により行わなければならない。

（補助金交付の停止）

第20条 市長は、補助事業者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、危険ブロック塀撤去等補助金停止通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 別表第1に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

（財産の管理及び処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助金の交付により効用の増加した財産（以下単に「財産」という。）を、市長の承認を受けないで、補助金交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保し、又は取壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、補助事業完了後5年（ただし、撤去後築造において10年）を経過し、かつ、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間が経過しているときは、この限りでない。

2 財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第2のとおりとする。

（事故の報告）

第22条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において

は、速やかに、危険ブロック塀撤去等事業補助金に係る事故報告書（様式第15号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（報告及び調査）

第23条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに危険ブロック塀撤去等事業補助金遂行状況報告書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

（事業遅延の報告）

第24条 補助事業者は、補助事業の完了が当初の事業計画より遅れることが明らかな場合は、危険ブロック塀撤去等事業補助金遅延報告書（様式第17号）により、速やかに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、速やかに、補助事業者に対して必要な措置を取るものとする。

（所管）

第25条 この事業の事務は、建築住宅課において所掌する。

（その他）

第26条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1(第3条、第20条関係)

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、その違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不相当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき(天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。)	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

別表第2(第17条関係)

補助対象財産処分に係る補助金返還算定基準

区分	承認条件	返還額	備考
目 補助事業を	返還(ただし、備考	目的外使用部分に対	本来の補助目的

的 外 使 用	中止しない 場合	欄の場合は補助金返 還は不要とし、財産 の状況を報告するこ と。)	する残存簿価又は時 価評価額のいずれか 高い金額に補助率を 乗じた金額を返還す る。	の遂行に支障を 及ぼさない範囲 内で、かつ、補 助対象財産の遊 休期間内に一時 使用する場合 は、返還を要し ない。	
	補助 事業 を中 止す る場 合	道路 拡張 等に より 取り 壊す 場合	返還	財産処分により生じ る収益（損失補償金 を含む。）に補助率 を乗じた金額を返還 する。	自己の責に帰さ ない事情等やむ を得ないものに 限る。
		上記 以外 の場 合	返還	残存簿価又は時価評 価額のいずれか高い 金額に補助率を乗じ た金額を返還する。	
譲 渡	有償	返還	譲渡契約額、残存簿 価又は時価評価額の うち最も高い金額に 補助率を乗じた金額 を返還する。		
	無償	返還（ただし、備考 欄の場合は補助金返 還は不要とし、財産 の状況を報告するこ と。)	残存簿価又は時価評 価額のいずれか高い 金額に補助率を乗じ た金額を返還する。	処分制限期間の 残期間内、補助 条件を承継する 場合は、返還を 要しない。	

交 換	下取り交換 の場合	補助対象財産の処分 益を新規購入費に充 当し、かつ、旧財産 の処分制限期間の残 期間内、新財産が補 助条件を承継するこ と。		新規購入するも のは、当初の補 助対象財産の要 件を備えている ものに限る。
	下取り交換 以外の場合	交換差益額を返還	交換差益額に補助率 を乗じた金額を返還 する。	原則、交換によ り差損が生じな い場合に限る。
貸 付 け	有償（遊休 期間内の一 時貸付け）	収益について返還、 かつ、本来の補助目 的の遂行に影響を及 ぼさないこと。	貸付けにより生じる 収益（貸付けによる 収入から管理費その 他の貸付けに要する 費用を差し引いた 額）に補助率を乗じ た金額を返還する。	
	無償（遊休 期間内の一 時貸付け）	本来の補助目的の遂 行に影響を及ぼさな いこと。		
	上記以外の 場合	返還	残存簿価又は時価評 価額のいずれか高い 金額に補助率を乗じ た金額を返還する。	
担 保	補助残融資 又は補助目 的の遂行上 必要な融資 を受ける場	本来の補助目的の遂 行に影響を及ぼさな いこと。		

合			
上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
取壊し、廃棄	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	